令和4年12月2日公布 播磨町要綱 第90号

(設置

第1条 第5次播磨町総合計画を達成するキーワードである「協働のまちづくり」の実現 に向けて、これからの播磨町のまちづくり及びコミュニティのあり方を検討することを 目的として、播磨町地域コミュニティのあり方検討委員会(以下「検討委員会」とい う。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について協議する。
  - (1) 地域コミュニティのあり方に関すること。
  - (2) 播磨町の現状を把握した上で、これからの協働のまちづくり推進のしくみ及び具体案に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、まちづくりを推進するために重要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 検討委員会は、委員10名以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 教育関係者
  - (3) 地域活動関係者
  - (4) 自治会関係者
  - (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 検討委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は検討委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 (政策の提言等)
- 第7条 検討委員会は、町長に対して、会議で得られた改善策、方向性等について提案及 び提言を行うことができる。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、協働推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議及び委員の任期満了後における最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。